

浪江町耐震改修促進計画 (改定)

令和8年3月

浪 江 町

目 次

はじめに	1
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
(1) 想定される地震の規模、被害の状況	
(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定	
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	4
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
(3) 安心して耐震改修を行うことが出来るための環境整備	
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定	
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	7
(1) ハザードマップの作成・公表	
(2) 相談体制の整備	
(3) パンフレットの作成とその活用	
(4) 各行政区等との連携	
4 その他	7

はじめに

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により 6, 434 人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の 9 割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発し、そして、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、による東京電力第一原子力発電所の事故の影響により現在も多くの方々が避難生活を強いられています。令和 3 年 2 月と令和 4 年 3 月には最大震度 6 強の福島県沖地震が発生し、また、令和 6 年 1 月には最大震度 7 の石川県能登半島沖地震もあり大きな被害をもたらしました。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。

当地域においても、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については、発生の切迫性が指摘され甚大な被害が想定されることから、本町への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成 19 年 1 月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本町においても平成 20 年 7 月に今後発生が予想される大地震等から町民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「浪江町耐震改修促進計画」を策定し、耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災や令和 3 年及び令和 4 年福島県沖地震による甚大な被害や社会情勢の変化もあり、また現計画が満了する令和 8 年 3 月を迎えるにあたり本計画の見直しを行います。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

浪江町地域防災計画においては、「福島盆地西縁断層帯を震源とする地震」「会津盆地東縁断層帯を震源とする地震」「想定東北地方太平洋沖」「各市町村直下の地震」が本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。また、本町は「宮城県沖地震」について防災対策推進地域と指定されています。※1

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

想定区分	福島盆地西縁断層帯	会津盆地東縁断層帯	想定東北地方太平洋沖	各市町村直下(浪江町)
想定地震	M=7.8	M=7.7	M=9.0	M=7.3
建物被害(全壊)	33,618棟	35,970棟	31,971棟	1,258棟
人的被害(死者数)	1,434人	1,624人	1,651人	—
人的被害(負傷者数)	13,910人	13,904人	14,276人	—
人的被害(重傷者数)	3,985人	4,459人	2,464人	—
生活支障(避難者)	53,726人	56,588人	112,431人	—

・福島盆地西縁断層帯、会津盆地東縁断層帯、想定東北地方太平洋沖については県内全体かつ冬18時における数値になります。

(福島県地域防災計画 地震・津波対策編より抜粋 上記数値は想定影響地域の総計を示しています。)

※1:日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により内閣総理大臣が指定

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

令和7年度浪江町土地建物課税台帳によると、本町の住宅総数3,159戸のうち、2,671戸の住宅は耐震性能があると推測され、耐震化率は84.5%となっています。

耐震性の不十分な住宅は、令和4年の617戸から令和7年に488戸となり、令和4年からの3年間で129戸減少、東日本大震災前の平成19年からの18年間では2489戸の減少となりました。

これは、令和5年3月31日に特定復興再生拠点区域の解除に伴う、環境省解体によるものと推測されます。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐

震化に継続的に取り組んで行く必要があり、令和2年5月に国土交通省の住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会（以下、「国研究会」という。）のとりまとめを踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度末までに95%とすることを目標とします。（表2）

表2 震災前の住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（令和7年調査による戸数）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和4年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (令和7年度末)
		うち耐震性有③				
木造	1,975	944 466	2,919	2,441	83.6	—
非木造	184	56 46	240	230	95.8	—
合計	2,159	1,000 512	3,159	2,671	84.5	95.0

※住宅数は令和7年固定資産税課税台帳より居住・非居住を問わずに抽出した。

※住宅総数中、建設年度不詳分については、各々に按分、表中の木造数は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

②特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数21棟存在し、その全てにおいて耐震性能を有すことを確認しています。

表3 震災前の特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（令和7年調査による棟数）

区分	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和4年度末) ⑤/④
		うち耐震性有③			
法第14条第1号	19	2 2	21	21	100
法第14条第2号	0	0 0	0	0	0
法第14条第3号	0	2 0	0	0	0
合計	19	2 2	21	21	100

※特定建築物は使用の有無を問わずに抽出した。

2 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組方針
建築物の耐震化を促進するためには、住宅の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。

町はこうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等安全対策の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

また、住宅の耐震化については、耐震化を促進する取り組みを規定した「浪江町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標等を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し耐震化の促進に努めていきます。

①浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業

町は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部負担をするために、「浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業」を平成 28 年 9 月 1 日より施行しています。（国、福島県事業による診断費用の補助制度を活用します。）

表 4 木造住宅耐震診断者派遣事業

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着手）で、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造 3 階建て以下の住宅
耐震診断者	県が実施する木造住宅耐震診断等講習会を受講した建築士法第 5 条に規定する建築士
診断の方法	財団法人日本建築防災協会の耐震診断と補強方法に掲載されている一般診断法に基づき診断し、診断結果については、耐震診断結果通知書を派遣依頼者に通知する。
診断費用の個人負担	1 診断一律 6,000 円
診断費用の国、県、町の負担	国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4

②浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金

町は、耐震改修工事を行う個人に対し、費用の一部負担をするため、「浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金」を平成 29 年度より施行しています。（国、福島県事業による補助制度を活用します。）

表 5 木造住宅耐震改修支援事業補助金

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着手）で、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造 3 階建て以下の住宅で耐震診断事業で強度不足が判明した住宅
補助対象改修費用の上限	一般耐震改修工事 115 万円 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事 69 万円 現地建替工事（避難路沿道に限る）115 万円
改修費用の事業者の負担	改修費用の 80%以内かつ補助対象費用の上限以内

③ブロック塀等の耐震対策

※2

町は、地震時に安全・安心な避難路を確保できるよう、道路等に面し、地震等により倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去・改築等を行う所有者を対象に費用の一部を負担するための補助を行い、ブロック塀等の耐震改修の促進を図っていきます。（国、福島県事業による補助制度を活用します。）

※2：道路等とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道。

表 6 浪江町危険ブロック塀等撤去支援事業補助金

対象物	道路等に面し、地震等により倒壊の恐れのあるブロック塀
補助額の上限	10 万円
改修費用の事業者の負担	撤去費用の 3 分の 2 以内かつ補助対象費用の上限以内

（3）安心して耐震改修を行うことが出来るための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の 2 名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用すると共に、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の周知を町広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を促します。

③耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等へ参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前の対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、外壁部材の落下防止対策、家具の転倒防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する建築物を把握すると共に、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討いたします。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討いたします。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①地震発生時に重要な役割を担う建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災に重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

②地震発生時に通行を確保すべき道路

重点的に耐震化すべき区域は、表 7 のとおりとします。

表 7 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路線等	備考
緊急輸送路	県指定路線 福島県地域防災計画に基づき指定された各路線 (国道 6 号、一般県道長塚請戸浪江線等)	第 1 次～第 2 次 確保路線
	町指定路線 浪江町地域防災計画に基づき指定された各路線 (町道小熊田宮田線、前畑上ノ原線等)	第 1 次～第 3 次 確保路線
避難路等	避難路 浪江町地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線及び一般町道	
	避難施設等 浪江町地域防災計画に基づき指定された指定一般避難所及び「浪江町防災ハザードマップ」において指定された緊急避難場所及び避難所	

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

町では、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び避難経路、避難所などの情報を地図上に図示した「浪江町防災ハザードマップ」を令和2年4月（令和3年度に見直し）に公表しています。

(2) 相談体制の整備

住宅水道課を住宅耐震化相談の窓口とし、耐震診断の申込や各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は、福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部や福島県相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター、建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成する耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度等をまとめたパンフレットや広報パネル等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、建築物防災週間や違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 各行政区等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は、地域の協力を得なければ難しく、町と行政区との連携が重要になります。

町は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めると共に、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

4 その他

本計画は社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり必要な事項は別途定めるものとします。